

藤井寺市同和行政

人権啓発

推進プラン

I 推進プラン作成の趣旨	3
1. 目的	3
2. プランの性格	3
II 啓発の現状と課題	3
1. 現状	3
2. 課題	4
III 府民意識調査からみた状況と課題	5
1. 状況	5
2. 課題	5
IV 人権啓発事業の基本視点	5
1. 人権文化の創造	5
2. 同和問題とさまざまな人権問題との関連性	6
3. 同和行政への市民の理解と協力の推進	6
4. 啓発指導者の養成と活用	6
5. 生涯学習における人権問題の確立	7
V 人権啓発事業の推進体制	7
1. 市における体制	7
2. 民間団体等との連携強化	7
3. 人権にかかわる相談体制	8
VI 具体的施策の方向性	8
1. 効果的な啓発と情報の提供	8
2. 啓発学習資材の整備	8
3. 啓発を推進する指導者の養成	9
4. 推進体制の整備	9

I 推進プラン作成の趣旨

1. 目的

同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる重要な課題であり、その早急な解決は国及び地方公共団体の責務であるとともに、国民的課題であるという基本認識に立ち、本市では、従来より部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向け各種啓発事業を積極的に展開してきたところである。その結果、市民の同和問題の基本的理解と認識は深まり、人権意識は総じて高まってきている。

しかしながら、同和問題の根本的解決という見地から見ると、結婚や就職等に際して依然として深刻な差別事象が跡を絶たないのが現状である。

この様な状況を踏まえ、本市においても大阪府が平成12（2000）年度に実施した実態等調査（府民意識調査）から明らかになった状況と課題を掌握し、「人権教育のための国連10年」の取り組みと連携しながら、各種の啓発事業を総合的、計画的に推進するため、本プランを策定するものである。

2. プランの性格

本プランは、部落差別をはじめあらゆる差別の解決をめざして実施してきた啓発事業の現状と課題を明らかにし、今後の推進方向を示したものであり、藤井寺市人権を守る都市宣言の「ひとりひとりが大切にされるまち」の実現をめざすものである。

その為にも市政のあらゆる施策の実施にあたっては、この啓発プランの目的を踏まえすべての人の人権尊重を基本として推進する。

なおこの推進においては、国、府及び民間団体、企業等と連携しながら、創意工夫を凝らした啓発事業を積極的に展開し、人権意識の高揚を図るものである。

II 啓発の現状と課題

1. 現状

本市では、同和問題の啓発について、これまでの数次における国及び大阪府の同和対策審議会答申や地域改善対策協議会意見具申に基づき、さまざまな啓発事業を行っている。

「広報ふじいでら」・啓発冊子の発行、啓発映画・ビデオの上映、市民・各種団体等による憲法週間、人権週間、就職差別撤廃月間等の啓発活動をはじめ、各種研修会、講演会等を実施また、参加型人権学習を通じて学校や職場での地域に根ざした人権啓発活動を展開してきた。

その間、平成9（1997）年に人権教育・啓発を全庁的に取り組むための「藤井寺市人権教育のための国連10年」推進本部を設置し、また同年には「人権を守る都

市宣言」を行い、このまちに住むすべての人々の人権侵害を許さないという決意を明らかにした。

さらに、平成13（2001）年には「藤井寺市人権を守るまちづくり条例」の制定を実現し、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題について、市民ひとりひとりが自らの問題として取り組み、だれもが喜びや、生きがいを実感して生きていける人権文化のまちづくりの推進に努めている。

（現在行っている主な実施事業）

- ・「人権教育のための国連10年」推進事業
- ・憲法週間、人権週間、就職差別撤廃月間等の記念事業の展開
- ・「ふじいでらひゅーまんメッセ」の実施
- ・市民団体を対象に参加体験型人権学習の実施
- ・人権問題リーダー養成講座
- ・市職員人権研修の実施
- ・市職員による人権に関する庁内事務点検調査の実施
- ・人権啓発ポスターの募集と展示
- ・人権啓発カレンダーの作成と配布
- ・平和に関する事業展開
- ・人権啓発ビデオの上映
- ・各種機会を捉えての啓発物品の配布
- ・人権啓発パンフレット等の作成
- ・人権団体等の研修会の実施
- ・その他啓発事業への参加

2. 課題

基本的人権が尊重された差別のない社会を実現するために、市民ひとりひとりが同和問題をはじめさまざまな人権問題に目を向け、すべての人々の人権が尊重され、あらゆる差別のない社会づくりを進めているところであるが、同和問題においては結婚や就職等に際し依然として深刻な差別事象が跡を絶っていないのが現状である。

同和問題の啓発事業は、同和問題に対する市民の理解をさらに深めるため、身近で具体的な課題を取り上げ、市民の共感を得られるような啓発活動を展開していかねばならない。単に同和問題についての知識を深めるということだけでなく、差別を許さない意識や考え方を養い、同和問題の解決に向けた実践や行動につなげていかねばならない。

Ⅲ 府民意識調査からみた状況と課題

1. 状況

人権問題、差別問題についての認識では、同和地区に対するイメージは「団結した」「こわい」というイメージが根強く、そのほか、特別対策が差別の原因だと考える人や、家やマンションの購入に見られる忌避的態度を持つ人が多くみられる。

また、差別の現状認識では結婚差別、就職差別等に見下し意識があると認識している人が、いずれも若年層で見られる。

同和問題学習の経験は、特に差別解消のための施策・行動を否定する「自然解消論」などのような考え方を減少させるなど、差別問題についての認識を高めることに貢献している。

しかしながら、同和地区（出身者）を忌避するような態度に関しては、同和問題学習の経験による差が見られない。

日常生活では、「同和地区の人はこわい」「同和対策はやりすぎ、不公平である」という話を聞いた人はどちらも約半数に達し、それらは友人、近所の人、家族などの身近な人から、情報入手していることが多い。しかも、7割以上の方が、「そう思った」「そういう見方もあるのか」と情報を容認している。

人権に関する条例や宣言に関する認知度は、「世界人権宣言」が非常に高く、これに比べれば、他の条例等の認知度は低い。関連施設に関する認知度は、博物館機能を有する「リバティおおさか」と「ピースおおさか」の2施設が高くなっている。

2. 課題

固定化されてきた同和地区に対するイメージを変革していくため、地区内外の住民の交流を深める等の工夫と、同和問題学習の成果が顕著に現れるためにも学習の種類や型式、内容など、より効果的な同和問題学習のあり方を検討する必要がある、同和問題に関する正しい認識・理解を得られるよう努めることが必要である。

また、人権に関する条例、宣言の認知度を高めるために、効果的な情報提供・発信のあり方を検討する必要がある。

IV 人権啓発事業の基本視点

1. 人権文化の創造

21世紀を「人権の世紀」とするため、あらゆる人々が人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活のなかで実践し、人権という文化を築いていくことを基本理念としている。

そのためには行政だけでなく、市民それぞれが人権を文化として築くための取り組みを、学校、家庭、地域、職場等ありとあらゆるところで実践されなければならない。

特に子どもたちの「心の育ち」に関わるさまざまな問題が大きく取り上げられているように、幼時期から基本的な生活習慣や社会性を身につけることができるよう

努める必要がある。

2. 同和問題とさまざまな人権問題との関連性

同和問題の解決をめざした啓発事業の取り組みは、さまざまな人権問題の啓発の必要性を喚起してきた。しかし、従来の同和行政は、さまざまな人権問題との関連づけが弱かったため、同和問題は特別な問題であり、自分には直接関係のない問題として捉えられてきた側面がある。

今後は、同和問題を人権問題という本質から捉まえ、基本的人権の尊重という普遍的な視点から、さまざまな人権問題と関連づけながら、自分自身の問題として捉えることができるよう、より効果的な手法で事業を進めていく必要がある。

このためにも、今後、さまざまな取り組みが実施される「人権教育のための国連10年」行動計画とも緊密な連携を図っていく。

3. 同和行政への市民の理解と協力の推進

これまでの啓発事業は、部落差別の実態を明らかにするにあたって、同和地区の生活諸実態の低位性を強調しすぎたきらいがあったため、同和地区に対するマイナス面の印象を固定化させる一面があったと考えられる。今後はこれまでの同和行政により、相当程度改善され、多様化し変化してきた同和地区の実態や同和行政の課題、今後の方向等を積極的に市民に啓発し反映させることが必要とされる。

また、「府民意識調査」等の結果から同和問題に係る意識と行動の相関関係等を把握し、差別を生み出している根本的な原因をつかみ、さまざまな人権問題の解決につなげていくという広がりを持った今後の同和行政を検討し、今後においても市民の理解と協力が得られるよう働きかける必要がある。

4. 啓発指導者の養成と活用

市民の身近な地域社会において、同和問題をはじめとする人権問題に関する指導、助言ができるよう、啓発指導者の養成が求められている。そのためには人権啓発推進協議会をはじめとする各種団体とすべての人々によって、研修体制の充実をさせていくことが必要である。また、人権問題に取り組んでいる人達やこれから人権問題について学ぼうとする人達に対して、情報や教材の提供等を行いその活動の支援を図っていく必要がある。

人権尊重を基礎として施策の推進を担う行政職員にあっては、鋭い人権感覚を身につけ、人権問題の指導者として積極的に育成する必要がある。そのためには、人権問題を知識理解にとどめず、差別の現実や体験などに深く学び、差別をなくす意欲・実践力をより養わねばならない。

5. 生涯学習における人権問題の確立

日常社会における自由時間の増大や高齢化の進むなかで、人間は生涯にわたって

学習することが不可欠であるという考え方の浸透とともに、その実践の場も、家庭、学校、職場、地域社会へと広がりを見せている。このようにかつてない高まりと広がりをみせている生涯学習活動のなかに、同和問題をはじめとする人権問題の学習を重要な分野として位置づけ、すべての年齢層の人々がライフサイクルのなかで人権教育を効果的に推進できるよう、その啓発や情報の提供の場の整備を行う必要がある。

V 人権啓発事業の推進体制

1. 市における体制

本市では、すべての行政は人権行政であるという認識のもと、同和問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権確立をめざし、さまざまな施策の推進に努めてきた。今後も同和問題をその中心に捉え、人権施策を総合的に推進し、市民の人権意識の把握に努めながら効果的な啓発の推進に努めていかなければならない。

そのためには、市内の「人権教育のための国連10年推進本部」との連携を図りながら、啓発事業を総合的に推進していく必要がある。

あわせて、体系的、計画的、総合的に啓発事業を推進していくため、同和問題をはじめとする人権問題全般にわたる企画、調整、指導機能が発揮できるような組織のあり方を検討する必要がある。

また、各部局が所管する民間団体や各種市民団体とも連携を深め、人権教育の推進を図るよう働きかけるとともに、積極的な支援に努める。

2. 民間団体等との連携強化

藤井寺市人権啓発推進協議会は、「日本国憲法」及び「藤井寺市人権を守る都市宣言」の趣旨に沿って、市民の人権意識の確立と高揚を図り、ひとりひとりが大切にされる人権尊重の明るいまちづくりを目的として、さまざまな啓発活動を展開してきた。

また、企業の社会的責任において、同和問題の解決と就職の機会均等を図るために、同和問題の啓発研修に努めている藤井寺市同和問題企業連絡会とも連携を図りその活動に支援していく。

さらに、各種団体に人権教育の取り組みの充実を促すとともに、地域、学校、職場等地域社会を人権の視点からつくりあげていくため、人権関係団体等が一体となって取り組めるような体制づくりや支援策を検討していく。

3. 人権にかかわる相談体制

部落問題などの人権侵害を受けた場合、人権侵害に直面した市民が自らの主体的な判断に基づいて、迅速かつ適切な人権保護・救済を受けることができるという視

点に立って、人権保護に資する施策を進める必要がある。

その際、人権にかかわる相談には、さまざまな要因が絡み合っている場合も少なくないことから、人権侵害を受けまたは受けるおそれのある人を対象とした人権相談活動のネットワークを整備していくことが求められる。

そのためには、人権相談を実施している機関相互間の連携体制の確立や、人権相談を受ける相談員の人材養成と人権相談事例をもとにしたノウハウの集積を図り、人権に関する総合的窓口機能を整備する必要がある。

VI 具体的施策の方向性

1. 効果的な啓発と情報の提供

(市民啓発)

- ・あらゆる人権問題が正しく理解されるための、広報紙等を通じてた啓発記事の掲載

- ・行政機関、民間団体で実施する講座、研修、イベント等に関する情報の提供

- ・インターネット等のニューメディアを活用した新たな啓発内容・手法の検討

(企業関係啓発)

- ・藤井寺市同和問題企業連絡会における研修会の充実

- ・大阪企業同和問題推進連絡協議会との連携と支援

- ・事業所内における研修会の充実

- ・求人企業啓発講座の充実

- ・公共職業安定所との連携

(職員研修)

- ・人権問題を知識理解にとどめない、意欲、実践力を高める人権研修の充実

2. 啓発学習資材の整備

(市民啓発)

- ・市民向け啓発パンフレット、リーフレット、ポスターの作成

- ・公共施設等での人権啓発コーナーの設置

- ・貸出し用人権啓発ビデオの充実

- ・人権啓発ポスターの作成

- ・人権啓発カレンダーの作成

- ・藤井寺市人権を守る都市宣言、藤井寺市人権を守るまちづくり条例の周知

- ・国、府及び人権団体の作成する人権啓発冊子等の活用

(企業関係啓発)

- ・求人者用啓発冊子「採用と人権」「公正な採用選考のために」の配布と活用

- ・人権関係書籍の配布と活用

- ・事業所内研修での啓発ビデオの活用

3. 啓発を推進する指導者の養成

(市民啓発)

- ・関係団体や研究機関の開催する人権啓発指導者養成講座や人権問題に関する専門的な講座への参加促進
- ・地域住民による草の根人権啓発を促進する事業の展開
- ・地域に密着した人権啓発推進協議会の活動展開
- ・同和地区の現状、課題を知るための現地研修

(企業関係啓発)

- ・企業内人権啓発推進員を対象とした研修会の充実
- ・企業内人権啓発推進員の設置企業に対する同和問題企業連絡会への加入促進

(職員研修)

- ・全職員を対象とした人権研修の充実
- ・部落解放・人権大学への派遣
- ・府及び関係団体が実施する研修会等への参加

4. 推進体制の整備

- ・啓発体制の整備
- ・相談体制の整備
- ・ネットワークの推進